

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

※平成 22 年度から保険料率が変わります

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成 22 年度から保険料率が変わります。
平成 22 年 2 月の広域連合議会で審議され、平成 22・23 年度の保険料率が決定されました。

大阪府の平成 22・23 年度の保険料率について

保険料
(年額)
(限度額 50 万円)

=

被保険者
均等割額
被保険者 1 人当たり
49,036 円

+

所得割額
被保険者の所得
× 所得割率
9.34%

※この保険料率は、現在開会している第 174 回国会（常会）において上程予定である「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決されること並びに大阪府議会平成 22 年 2 月定例会において提出予定である「大阪府後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案」および「平成 22 年度大阪府一般会計予算案」が可決されることを前提にしております。

※被保険者の所得は、「所得額 - 33 万円（基礎控除額）」となります。
年金収入のみの方で、その年金収入が 330 万円未満の場合、「年金収入額 - 120 万円（公的年金等控除額） - 33 万円（基礎控除額）」となります。なお、マイナスの場合は 0 円です。（遺族年金等の非課税年金は上記の年金収入額には含みません。）

保険料の軽減について

- 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（49,036 円）が軽減されます。
 - 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、「基礎控除額 33 万円」以下の方は、**8.5 割軽減**され、7,355 円となります。
 - (1) の世帯に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得が 0 円）の方は、「**9 割軽減**」され、4,903 円となります。
 - 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、「基礎控除額 33 万円 + 24.5 万円 × 被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）」以下の方は、**5 割軽減**され、24,518 円となります。
 - 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、「基礎控除額 33 万円 + 35 万円 × 被保険者の数」以下の方は、**2 割軽減**され、39,228 円となります。

所得の判定区分			軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）	
世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等	基礎控除額（33 万円）まで	当該世帯の被保険者全員の各所得（ただし、公的年金等控除額は 80 万円として計算する）	0 円	9 割	4,903 円
			0 円でない	8.5 割	7,355 円
世帯主）の総所得金額等	【基礎控除額（33 万円） + 24.5 万円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】まで			5 割	24,518 円
				2 割	39,228 円

2. 所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が 58 万円以下（年金収入のみの方は、その収入が 211 万円以下）の方については、**所得割率が 5 割軽減**されます。

3. 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当分の間、**所得割額は課されず、被保険者均等割額が 9 割軽減**されます。

一お問い合わせ一

◎制度全般に関すること 大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

おもな業務内容	担当	電話番号
保険料、被保険者資格、被保険者証等に関すること	資格管理課	06-4790-2028
給付事務、保健事業（健康診査）、医療費通知、レセプト点検に関すること	給付課	06-4790-2031
事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関すること	総務企画課	06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること 羽曳野市 保険年金課 072-958-1111

※人間ドック費用の一部助成事業のお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成 22 年度から被保険者を対象に、人間ドック受診にかかる費用の一部を助成する事業をはじめます。

助成を受けるには、人間ドック費用全額を一旦負担していただき、その後、市町村窓口申請していただくことで、後日、支給が受けられます。

1. 支給対象者

後期高齢者医療被保険者で、平成 22 年 4 月 1 日以降に人間ドックを受診された方
※ただし、支給されるのは、同じ年度で 1 回だけです。また、人間ドックを受診された場合は、健康診査を受ける必要はありません。

書」を持参していただき、市役所（保険年金課）窓口申請する必要があります。支給については、口座振込によって行います。

3. 申請時期の注意事項

申請の受付は、平成 22 年 4 月 1 日からとなります。申請されるまでの間、領収書等を大切に保管願います。

2. 支給を受けるには

受診された人間ドックの「領収書」と「検査結果通知

4. 支給金額

26,000 円を限度に支給します。

お問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎ 06-4790-2031
〒540-0028 大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号
中央大通 F N ビル 8 階
もしくは 羽曳野市役所 保険年金課 ☎ 072-958-1111

※一部助成事業の対象となる人間ドックとは各種計測・血液検査・胸部 X 線・上部消化管 X 線・腹部エコー・心電図等を含む基本検査です。脳ドック等、基本検査を含まないドックのみを受診された場合は助成の対象となりません。